

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月28日
【会社名】	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Securities Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小林 真
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03(6213)2550(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 橋場 純造
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03(6213)2550(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 橋場 純造
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	有価証券信託受益証券
【届出の対象とした募集金額】	申込期間(2022年3月22日から2023年3月22日まで) 各本受益権(以下に定義する。)ごとに、1,000億円を上限とする。 *なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年2月28日付で提出した有価証券届出書（その後の訂正を含む。）の記載事項について、2022年11月28日に当社が半期報告書を提出したこと等に伴い、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券
本外国指標連動証券の概要

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

本外国指標連動証券の概要

(訂正前)

<前略>

2 償還および買入

<中略>

(e) 税制上の変更による償還

()本外国指標連動証券に基づいて期限の到来する次の支払いの際に、税務当局(下記「7 租税 1. 追加額」に定義される。)の法令諸規則の変更もしくは改正またはかかる法令諸規則の適用もしくは公権的解釈の変更(かかる変更または改正が本外国指標連動証券の発行が合意された日以後に発効する場合に限る。)の結果、発行者が下記「7 租税 1. 追加額」に定めるまたは記載する追加額の支払義務を負うかまたは負うこととなること、ならびに()発行者が利用しうる合理的な措置をとっても当該義務を回避できないことについて、発行者が以下に記載の通知を行う直前にトラスティーを納得せしめた場合、発行者はその選択により、トラスティー、代理人および(下記「10 通知」の規定に従い)本外国指標連動証券の所持人に15日以上30日以内の通知(かかる通知は取消不能とする。)をした上で、いつでも本外国指標連動証券の全部(一部は不可)を償還することができる。ただし、かかる償還通知は、本外国指標連動証券に関する支払いの期限が到来したとして発行者がかかる追加額の支払義務を負うであろう最も早い日の90日より前にこれを行うことができないものとする。上記による償還通知を行う前に、発行者は、発行者が当該償還を実施する権利を有することを述べ、かつ発行者がかかる償還権を行使する前提条件が成就していることを示す事実を記載する発行者の代表取締役1名による署名入りの証明書、ならびに発行者がかかる変更または改正によりかかる追加額の支払義務を負担しているまたは負担することになる旨の、外部法律顧問の意見書をトラスティーに交付するものとする。トラスティーは、この証明書を上記の前提条件の充足の十分な証拠として受け取ることができ、その場合かかる証拠は確定的でかつ本外国指標連動証券の所持人を拘束するものとする。

本号により償還される本外国指標連動証券は、早期償還金額で償還される。

<中略>

7 租税

1. 追加額

発行者によるもしくは発行者に代わる本外国指標連動証券にかかる元金の支払いはすべて、税務当局によりまたはそのために課せられもしくは徴収される現在または将来の租税公課についてもしくはそのために源泉徴収または控除されることなく行われるものとする。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律により要求される場合はこの限りでない。その場合、発行者は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除後にその本外国指標連動証券について受領した正味金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ受領し得たであろう金額と同額になるように追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本外国指標連動証券については支払われないものとする。

- (a) ()本外国指標連動証券の発行時に有効な租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。)(以下「租税特別措置法」という。)第6条に基づき、法人が国外において発行した債券(民間国外債)に適用される日本国の所得税の控除(源泉徴収税を含む。)との関係において、日本国の税法上、日本国の居住者個人もしくは日本国の内国法人として扱われる所持人、または日本国の居住者個人もしくは日本国の内国法人ではなくとも租税特別措置法施行令で定められた発行者の特殊関係者である所持人、または()当該本外国指標連動証券の単なる所持もしくは所有以外で税務当局と何らかの関係の有することにより当該本外国指標連動証券について当該租税公課の納税義務を負う所持人またはこれを代理する第三者に対する場合
- (b) 当該源泉徴収または控除の適用除外に関して日本国の法律の要件に該当しない所持人またはこれを代理する第三者に対する場合
- (c) 関連日(以下に定義される。)から30日を超えて支払いのために呈示された場合(ただし、その所持人がかかる30日の期間の末日に支払いのためにこれを呈示すれば当該追加額を受領する権利を有するときはこの限りでない。)

本外国指標連動証券の要項における他の規定にかかわらず、いかなる場合も、()合衆国内国歳入法第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、または()合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき課される源泉徴収もしくは控除についてもしくはそのために、発行者は、本外国指標連動証券に関連した追加額を支払うことを要しない。

本項において、「税務当局」とは、日本国または課税権を有する同国のもしくは同国内の政治下部組織もしくはは当局をいう。「関連日」とは、当該支払いについて最初に支払期限が到来する日をいう。ただし、当該支払期限の日以前に支払われるべき金額の全額が代理人またはトラスティーにより適法に受領されていない場合は、当該金額の全額がそのように受領され、その旨の通知が下記「10 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に適法になされた日を意味する。

< 中略 >

11 その他

(1) 本外国指標連動証券は、とりわけ、発行者およびザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー(以下「トラスティー」といい、かかる表現はその承継者を含む。)の間で締結された2007年12月18日付の信託証書(随時、修正、補足および/または改訂されるもので、以下「信託証書」という。)により創設される。本外国指標連動証券は、発行者、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店、当該契約書記載のその他一定の当事者およびトラスティーの間で締結された2021年11月19日付の代理契約証書(随時、修正および/または補足されるもので、以下「代理契約」という。)の利益を受ける。

トラスティーは、すべて信託証書の規定に従って、本外国指標連動証券の所持人の利益のために行為する。

信託証書および代理契約の写しは、()トラスティーの登録事務所(2021年11月19日現在、イングランド、EC2N 4AG、ピショップスゲイト100、8階)で閲覧または()本外国指標連動証券の所持人による事前の書面による請求ならびに当該本外国指標連動証券の所持およびその身元について関係支払代理人の満足する証拠を提出することにより、写しを要求する本外国指標連動証券の所持人に電子メールで提供することができる。適用ある最終条件書の写しは、本外国指標連動証券の所持人による当該本外国指標連動証券の所持およびその身元についてトラスティーまたは関係支払代理人(場合により)の満足する証拠を提出することにより、当該本外国指標連動証券の所持人はこれを閲覧することができる。本外国指標連動証券の所持人は、信託証書、代理契約および適用ある最終条件書を知っているとみなされ、これらの利益を受ける権利を有する一方、これらに拘束される。

< 中略 >

(6) 代理人および支払代理人

代理人および他の支払代理人ならびにこれらの指定事務所は以下のとおりである。

代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店

(The Bank of New York Mellon, London Branch)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, England)

支払代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー/エヌ・ブイ・ルクセンブルグ支店

(The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2453 リュー・ユージェーヌ・リュペール2-4 フェルティゴ・ビル

ディング - ポラリス

(Vertigo Building-Polaris, 2-4 rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg)

発行者は、トラスティーの事前の承認を得て、いずれかの支払代理人の任命を解除し、および/または追加もしくはその他の支払代理人を任命し、および/またはいずれかの支払代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、以下の条件に従う。

() ヨーロッパ大陸においてトラスティーが承認する都市において指定事務所を有する支払代理人を常時擁すること

() 常時、代理人を擁すること

いかなる変動、解除、任命または変更も、上記「10 通知」の規定に従った本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知後のみ、効力を有するものとする(ただし、倒産の場合は、直ちに効力が発生する。)

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

2 償還および買入

< 中略 >

(e) 税制上の変更による償還

()本外国指標連動証券に基づいて期限の到来する次の支払いの際に、税務当局(下記「7 租税 1. 追加額」に定義される。)の法令諸規則の変更もしくは改正またはかかる法令諸規則の適用もしくは公権的解釈の変更(かかる変更または改正が本外国指標連動証券の発行が合意された日以後に発効する場合に限る。)の結果、発行者が下記「7 租税 1. 追加額」に定めるまたは記載する追加額の支払義務を負うかまたは負うこととなること、ならびに()発行者が利用しうる合理的な措置をとっても当該義務を回避できないことについて、発行者が以下に記載の通知を行う直前にトラスティーを納得せしめた場合、発行者はその選択により、トラスティー、代理人および(下記「10 通知」の規定に従い)本外国指標連動証券の所持人に15日以上30日以内の通知(かかる通知は取消不能とする。)をした上で、いつでも本外国指標連動証券の全部(一部は不可)を償還することができる。ただし、かかる償還通知は、本外国指標連動証券に関する支払いの期限が到来したとして発行者がかかる追加額の支払義務を負うであろう最も早い日の90日より前にこれを行うことができないものとする。上記による償還通知を行う前に、発行者は、発行者が当該償還を実施する権利を有することを述べ、かつ発行者がかかる償還権を行使する前提条件が成就していることを示す事実を記載する発行者の署名権者1名による署名入りの証明書、ならびに発行者がかかる変更または改正によりかかる追加額の支払義務を負担しているまたは負担することになる旨の、外部法律顧問の意見書をトラスティーに交付するものとする。トラスティーは、この証明書を上記の前提条件の充足の十分な証拠として受け取ることができ、その場合かかる証拠は確定的でかつ本外国指標連動証券の所持人を拘束するものとする。

本号により償還される本外国指標連動証券は、早期償還金額で償還される。

< 中略 >

7 租税

1. 追加額

発行者によるもしくは発行者に代わる本外国指標連動証券にかかる元金の支払いはすべて、税務当局によりまたはそのために課せられもしくは徴収される現在または将来の租税公課についてもしくはそのために源泉徴収または控除されることなく行われるものとする。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律により要求される場合はこの限りでない。その場合、発行者は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除後にその本外国指標連動証券について受領した正味金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ受領し得たであろう金額と同額になるように追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本外国指標連動証券については支払われないものとする。

- (a) ()日本国の税法上、日本国の居住者個人もしくは日本国の内国法人として扱われる所持人、または日本国の居住者個人もしくは日本国の内国法人ではなくとも本外国指標連動証券の発行時に有効な租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。)(以下「租税特別措置法」という。)第6条第4項で定められた発行者の特殊関係者である所持人、または()当該本外国指標連動証券の単なる所持もしくは所有以外で税務当局と何らかの関係の有することにより当該本外国指標連動証券について当該租税公課の納税義務を負う所持人またはこれを代理する第三者に対する場合
- (b) 当該源泉徴収または控除の適用除外に関して日本国の法律の要件に該当しない所持人またはこれを代理する第三者に対する場合
- (c) 関連日(以下に定義される。)から30日を超えて支払いのために呈示された場合(ただし、その所持人がかかる30日の期間の末日に支払いのためにこれを呈示すれば当該追加額を受領する権利を有するときはこの限りでない。)

本外国指標連動証券の要項における他の規定にかかわらず、いかなる場合も、()合衆国内国歳入法第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、または()合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき課される源泉徴収もしくは控除についてもしくはそのために、発行者は、本外国指標連動証券に関連した追加額を支払うことを要しない。

本項において、「税務当局」とは、日本国または課税権を有する同国のもしくは同国内の政治下部組織もしくは当局をいう。「関連日」とは、当該支払いについて最初に支払期限が到来する日をいう。ただし、当該支払期限の日以前に支払われるべき金額の全額が代理人またはトラスティーにより適法に受領されていない場合は、当該金額の全額がそのように受領され、その旨の通知が下記「10 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に適法になされた日を意味する。

< 中略 >

11 その他

(1) 本外国指標連動証券は、とりわけ、発行者およびザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー(以下「トラスティー」といい、かかる表現はその承継者を含む。)の間で締結された2007年12月18日付の信託証書(随時、修正、補足および/または改訂されるもので、以下「信託証書」という。)により創設される。本外国指標連動証券は、発行者、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店、当該契約書記載のその他一定の当事者およびトラスティーの間で締結された2022年11月18日付の代理契約証書(随時、修正および/または補足されるもので、以下「代理契約」という。)の利益を受ける。

トラスティーは、すべて信託証書の規定に従って、本外国指標連動証券の所持人の利益のために行為する。

信託証書および代理契約の写しは、()トラスティーの登録事務所(2022年11月18日現在、イングランド、EC2N 4AG、ピショップスゲイト100、8階)で閲覧または()本外国指標連動証券の所持人による事前の書面による請求ならびに当該本外国指標連動証券の所持およびその身元について関係支払代理人の満足する証拠を提出することにより、写しを要求する本外国指標連動証券の所持人に電子メールで提供することができる。適用ある最終条件書の写しは、本外国指標連動証券の所持人による当該本外国指標連動証券の所持およびその身元についてトラスティーまたは関係支払代理人(場合により)の満足する証拠を提出することにより、当該本外国指標連動証券の所持人はこれを読み取ることができる。本外国指標連動証券の所持人は、信託証書、代理契約および適用ある最終条件書を知っているとみなされ、これらの利益を受ける権利を有する一方、これらに拘束される。

< 中略 >

(6) 代理人および支払代理人

代理人および他の支払代理人ならびにこれらの指定事務所は以下のとおりである。

代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店

(The Bank of New York Mellon, London Branch)

英国 ロンドン EC4V 4LA クイーン・ヴィクトリア・ストリート160

(160 Queen Victoria Street, London EC4V 4LA, England)

支払代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー/エヌ・バイ・ルクセンブルグ支店

(The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2453 リュウ・ユージェーヌ・リュペール2-4 フェルティゴ・ビルディング - ポラリス

(Vertigo Building-Polaris, 2-4 rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg)

発行者は、トラスティーの事前の承認を得て、いずれかの支払代理人の任命を解除し、および/または追加もしくはその他の支払代理人を任命し、および/またはいずれかの支払代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、以下の条件に従う。

() ヨーロッパ大陸においてトラスティーが承認する都市において指定事務所を有する支払代理人を常時擁すること

() 常時、代理人を擁すること

いかなる変動、解除、任命または変更も、上記「10 通知」の規定に従った本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知後のみ、効力を有するものとする(ただし、倒産の場合は、直ちに効力が発生する。)

< 後略 >

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）（以下「有価証券報告書」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年10月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年10月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 最近の業績の概要について

2022年10月28日開催の当社の経営会議を経て公表した、2023年3月期第2四半期（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の当社の連結業績の概要は以下のとおりであります。

なお、以下を含む当社が2022年10月28日に公表した連結業績の概要は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査の対象ではありません。

金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表（記載省略）

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書（記載省略）

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項（記載省略）

（訂正後）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）及び半期報告書（第18期中）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年11月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年11月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「2 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第18期中)	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	2022年11月28日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月25日

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲葉 修
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 大樹
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月25日

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲葉 修
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 大樹
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。